

CCSBTのみなまぐろ統計証明書計画

1. 原則／一般

- 1.1 メンバーの領土への輸入にあたっては、すべてのみなまぐろは、CCSBTの統計証明書を伴わなければならない。この要求に例外規定はない。
- 1.2 この計画の実施は、関係する国際的な義務に合致したものでなければならない。
- 1.3 委員会は、この計画の効果及び現実性を確保するため、計画の実施状況を、時宜を失することなく定期的にレビューする。
- 1.4 委員会は、輸出国／漁業団体の関係当局が、各輸出業者にこの計画による要求を周知するよう要請する。

2. 要求される情報

- 2.1 標準となるCCSBTのみなまぐろ統計証明書の様式及びその指示書は別紙1の通り。国／漁業団体は、この様式を使用することを要請される。翻訳の追加等の最低限の修正は可能であるが、できる限り標準の様式を採用すべきであり、この様式にある情報の項目は削除することはできない。様式は別紙5の最低基準に従って、完全に記入しチェックしなければならない。
- 2.2 蓄養されたまぐろの輸入は、以下の方法によって取り扱う：
 - (a) みなまぐろ統計証明書は、まぐろが蓄養された国／漁業団体の当局によって確認されなければならない、
 - (b) 下記5.2に従ってみなまぐろ統計証明書のデータを集計しメンバーに報告する際、事務局長は、輸入された蓄養魚の量について各国／漁業団体毎に、他の輸入物とは別個に記録する、
 - (c) 蓄養されたまぐろについてCCSBTのみなまぐろ統計証明書を作成する場合には、各証明書について、輸出の部の第1項の「漁獲した漁船の旗国／漁業団体」の代わりに、輸出国／漁業団体の名称を、輸出の部の第2項の「漁船名、登録番号」の代わりに、まぐろの蓄養場の名称を記述する；各証明書の輸出の部の第7項（魚の詳細）については、「漁具コード」は「蓄養」と記述し、「製品重量」は蓄養後の重量とし、「漁獲時期」及び「漁獲海域」は記述する必要はないが、他の項目は一般の証明書の場合と同様に記載する、
 - (d) 輸出するまぐろの蓄養場は、以下の情報を保管する義務を負う；すなわち、蓄養のためのまぐろを漁獲した漁船名、漁船の旗国／漁業団体、漁具コード、漁獲量と元のサイズ、漁獲海域、まぐろを受領した日付、蓄養期間中の魚の成長率及び死亡率、
 - (e) メンバーは上記の情報を6ヶ月ごとに提出する。この枠組み以外の緊急な情報の要求に関しては、このような要求によるメンバーの負担を最小限にするために、要求したメンバーは委員会に対しその要求の正当性を立証しなければならない。

3. 確認

- 3.1 CCSBTのみなまぐろ統計証明書は、原則として、まぐろを漁獲した漁船の旗国／漁業団体の担当官によって確認されなければならない。

- 3.2 上記3.1の担当官によるみなみまぐろ統計証明書の確認の要求は、委員会のメンバーについては、旗国／漁業団体の当局によって正式に委任された機関による確認で対応することができる。委任する機関を利用するメンバーは、その委任状について原本証明したコピーを、事務局長に送付しなければならない。

4. 情報の交換

- 4.1 もしメンバーが、自国の使用のために標準のみなみまぐろ統計証明書の様式を修正した場合には、その修正した様式の写しを事務局長に提供しなければならない。事務局長は、その修正された様式を、他のメンバー、及び、みなみまぐろを漁獲し、メンバーに輸出する非メンバーに提供しなければならない。
- 4.2 各メンバーは、確認に関する情報（例えば、確認のタイプ、証明書を承認する機関の名称、証明書を承認する担当官の肩書き、印影の見本）を事務局長に提供し、また、その変更を時宜を失せず連絡しなければならない。事務局長は、みなみまぐろを漁獲し、メンバーに輸出するすべての非メンバーに対し、確認に関する情報の提供を要請し、提供された情報の変更について、時宜を失せず通報するように求めなければならない。
- 4.3 事務局長は、上記4.1及び4.2で特定された情報を保管し、最新化するとともに、それらをすべてのメンバーに提供し、変更がある場合には直ちに連絡しなければならない。

5. 記録と報告

- 5.1 みなみまぐろを輸入するメンバーは受領する全てのみなみまぐろ統計証明書の原本を保持しなければならない。また、これら全ての証明書の写しを四半期ごとに事務局長宛に送付しなければならない。ただし、輸入のセクションの最終輸入地点及び輸入日以外は省略できる。事務局長はこれら証明書から生データを編集しデータベースに入力しなければならない。
- 5.2 事務局長はデータベースの生データの機密性を確保し、認証済みの統計証明書に関する生データのみを全てのメンバー／漁業団体に公表する。仮にあるメンバー／漁業団体が他の国／漁業団体の生データを要求した場合、事務局長は後者の合意があった場合のみデータを開示する。
- 5.3 事務局長は、計画によって収集されるデータについて、7月1日～12月31のものは翌年6月1日までに、1月1日～6月30日までのものを同年12月1日までに委員会に報告し、かつ全てのメンバーに回章しなければならない。報告の様式は別紙2及び別紙2aの通り。事務局長は各メンバーの正式に委任され機関にのみ報告書の電子コピーを提供する。事務局は報告書の中の以下の内容のデータをウェブサイトに掲載する。
- 輸入国；
 - 旗国；
 - 漁獲年；
 - 漁具コード；
 - 正味重量
- 5.4 科学委員会又は他の委員会の補助機関から要求があった場合、事務局長は、委員会の許可のもと、それらの機関に対し、より頻繁な又は5.3に規定されるものよりも詳細なデータを提供しなければならない。

- 5.5 みなみまぐろ輸出国は、5.3で言及された輸入データを受けとった場合、自国輸出データとそれを比べ、その結果を委員会に報告しなければならない。必要な場合輸出国は、5.1により輸入国が事務局に転送した、認証済みの統計証明の写しを事務局より入手できる。
- 5.6 委員会は、事務局長に対し、主要な非メンバーのみなみまぐろの輸入に対し、この計画の実施に協力し、その結果得られるデータを委員会に提供するように求めることを指示する。
- 5.7 5.9を条件として、輸出国／漁業団体は、発行している統計証明書を全て電子記録として保持しなければならない。発行されている統計証明書の電子記録には以下のものが含まれる。
- 文書番号；
 - 漁獲又は畜養の区別；
 - 輸出日；
 - 輸出みなみまぐろの正味重量
 - 輸出先国（輸入国）
 - 資源評価用に、より時宜を得た漁獲みなみまぐろのデータを提供するため漁獲日の範囲（例、2002年1月～2002年8月）を記録することは有用となる
- 5.8 5.9を条件として、輸出国／漁業団体は事務局長に対し5.7で言う電子記録の写しを提出しなければならない。7月1日～12月31日までの全ての輸出の記録は、翌年5月1日までに、1月1日～6月30日までのものは同年10月1日までに提出しなければならない。
- 5.9 輸出国／漁業団体は、事務局長に全ての統計証明書類の写しをファックスした場合は、5.7及び5.8を免除される。ファックスされる統計証明の写しは、輸出30日以内に送付されなければならない。
- 5.10 事務局長は、5.7、5.8及び輸入国から提供される統計証明書を比較し、輸入国に対し欠けている統計証明書を通知しなければならない。輸入国は、それらを検索し提供するように努めなければならない。事務局長はまた、データの比較により確認された差異について輸出国／漁業団体に通知しなければならない。輸出国／漁業団体はこの差異について解決するよう努める。

6. 再輸出

- 6.1 あるメンバーは、CCSBTのみなみまぐろ統計証明書、あるいはCCSBTのみなみまぐろ再輸出証明書とともに自国に輸入されたみなみまぐろに対し、CCSBTのみなみまぐろ再輸出証明書（標準的な様式は別紙3の通り）の確認を行うことができる。CCSBTのみなみまぐろ再輸出証明書は、担当官、あるいは上記3.2に基づきメンバーの当局によってCCSBTのみなみまぐろ統計証明書を確認することを正式に委任された機関によって確認されなければならない。輸入されたみなみまぐろに伴われたみなみまぐろ統計証明書の原本の写しが、CCSBTのみなみまぐろ再輸出証明書に添付されなければならない。添付されたみなみまぐろ統計証明書の原本の写しは、CCSBTのみなみまぐろ統計証明書を承認する担当官、あるいはメンバーの当局によって正式に委任された機関によって確認されなければならない。再輸出されたみなみまぐろが再度再輸出される場合には、みなみまぐろの輸入にあたって伴われた、統計証明書及び再輸出証明書の確認済みの写しを含む、すべての証明書の写しを、再輸出国により確認されることになる新しい再輸出証明書に添付しなければならない。新しい再輸出証明書に添

付される証明書のすべての写しは、CCSBTのみなみまぐろ統計証明書を確認する担当官、あるいはメンバーの当局により正式に委任された機関によって確認されなければならない。

- 6.2 みなみまぐろを輸入するメンバーは、上記6.1で求められているすべての確認済みの写しが付されている場合には、同6.1の再輸出証明書を受け入れなければならない。
- 6.3 上記6.1の手続きに従い再輸出証明書を確認するメンバーは、みなみまぐろの再輸出業者から、再輸出しようとするみなみまぐろが、輸入されたみなみまぐろに対応することを証明するために必要な書類（例えば、売買契約書）を求めなければならない。求めがある場合には、再輸出証明書を確認するメンバーは、旗国／漁業団体、あるいは輸入国に対し、この照合の証拠を提供しなければならない。
- 6.4 事務局長は、再輸出証明書から得られたデータについて、7月1日～12月31日のものは翌年4月1日までに、1月1日～6月30日のものは同年10月1日までに、これをすべてのメンバーに回章しなければならない。報告の様式は別紙4の通り。
- 6.5 メンバーは、CCSBTのみなみまぐろ統計証明書計画と実質的に同等なスキームを作成し、この計画の要求に従って実施している非メンバーによって確認された再輸出証明書を受け入れることができる。
- 6.6 5.1及び5.2の条件は、みなみまぐろ統計証明書に添付されるいかなる再輸出証明書にも適用される。

みなみまぐろ統計証明書指示書

この様式を作成する際に英語以外の言語が使用される場合には、証明書に英訳を追加されたい。

文書番号

輸出国／漁業団体により割り振られた文書番号を記入する。

タイトル

適当なボックスをチェックする。

輸出の部

1. 漁獲した漁船の旗国／漁業団体

積み荷にあるみなみまぐろを漁獲した漁船の船籍国／漁業団体名を記入する。この項目は、この証明書を発行する国／漁業団体と同じものである。蓄養魚の場合には、漁船の国／漁業団体名の代わりに、輸出国／漁業団体名を記入する。

2. 漁船名、登録番号（可能な場合）

積み荷にあるみなみまぐろを漁獲した漁船名と登録番号を記入する。蓄養魚の場合には、漁船名と登録番号に代わりに、まぐろの蓄養場の名称を記入する。

3. その他の漁法（例えば、定置網）に関する情報

積み荷にあるみなみまぐろが漁船以外の方法（例えば、定置網）によって漁獲された場合には、その手段を記入する。

4. 加工場

積み荷にあるみなみまぐろを加工した加工場の名称と住所を記入する（適当な場合）。輸出業者と同一の場合は、「輸出業者と同じ」と記入する。

5. 輸出地点（国／漁業団体、州又は県、市）

みなみまぐろを輸出した地点の国／漁業団体、州又は県、市を特定する。

6. 製品の輸出先

みなみまぐろがどこに輸出されるのか国／漁業団体を記入する。

7. 魚の詳細

輸出業者は、最も高い精度で、以下の情報を提供しなければならない。注：一つの製品形態について一行を使用すること。

- (1) 製品：船積みされる製品の形態を、生鮮（F）あるいは冷凍（FR）で特定する。
- (2) タイプ：船積みされる製品のタイプを、丸（RD）、鰹腹抜き（GG）、ドレス（DR）、フィレ（FL）、あるいはその他（OT）で特定する；その他の場合は、積み荷タイプを記載する。
- (3) 漁獲時期：積み荷にあるみなみまぐろが漁獲された時期（年月）を記入する。蓄養魚の場合には、この項目を記入する必要はない。
- (4) 漁具コード：次のリストを使用して、みなみまぐろを漁獲するために使われた漁具の種類を特定する；その他のタイプの場合には、漁具のタイプを記載する；蓄養魚の場合には、「蓄養」と記述する。

<u>漁具コード</u>	<u>漁具のタイプ</u>
BB	竿釣り
GILL	刺し網
HAND	手釣り
HARP	銛
LL	延縄
MWT	中層トロール
PS	巻き網
RR	引き縄 (Rod and Reel)
SPHL	手釣り (遊魚)
SPOR	その他の遊魚
SURF	その他の表層漁業
TL	樽流し
TRAP	定置網
TROL	引き縄 (Troll)
UNCL	不詳
OT	その他

- (5) 漁獲海域：みなまぐろが漁獲された海域を、1～15の番号（別添の地図参照）を使用して特定する。蓄養魚の場合には、この項目を記入する必要はない。
- (6) 製品重量：キログラム単位での製品重量；蓄養魚の場合には、蓄養後の製品の重量を記入する。
- (7) 魚の尾数：タイプがRD、GGあるいはDRの場合には、魚の尾数を記入する。

8. 輸出業者の証明

みなまぐろの積み荷を輸出する個人あるいは会社は、その氏名／名称、住所、署名、積み荷が輸出された日付、及び、取り扱い業者の許可番号（適当な場合）を提供しなければならない。

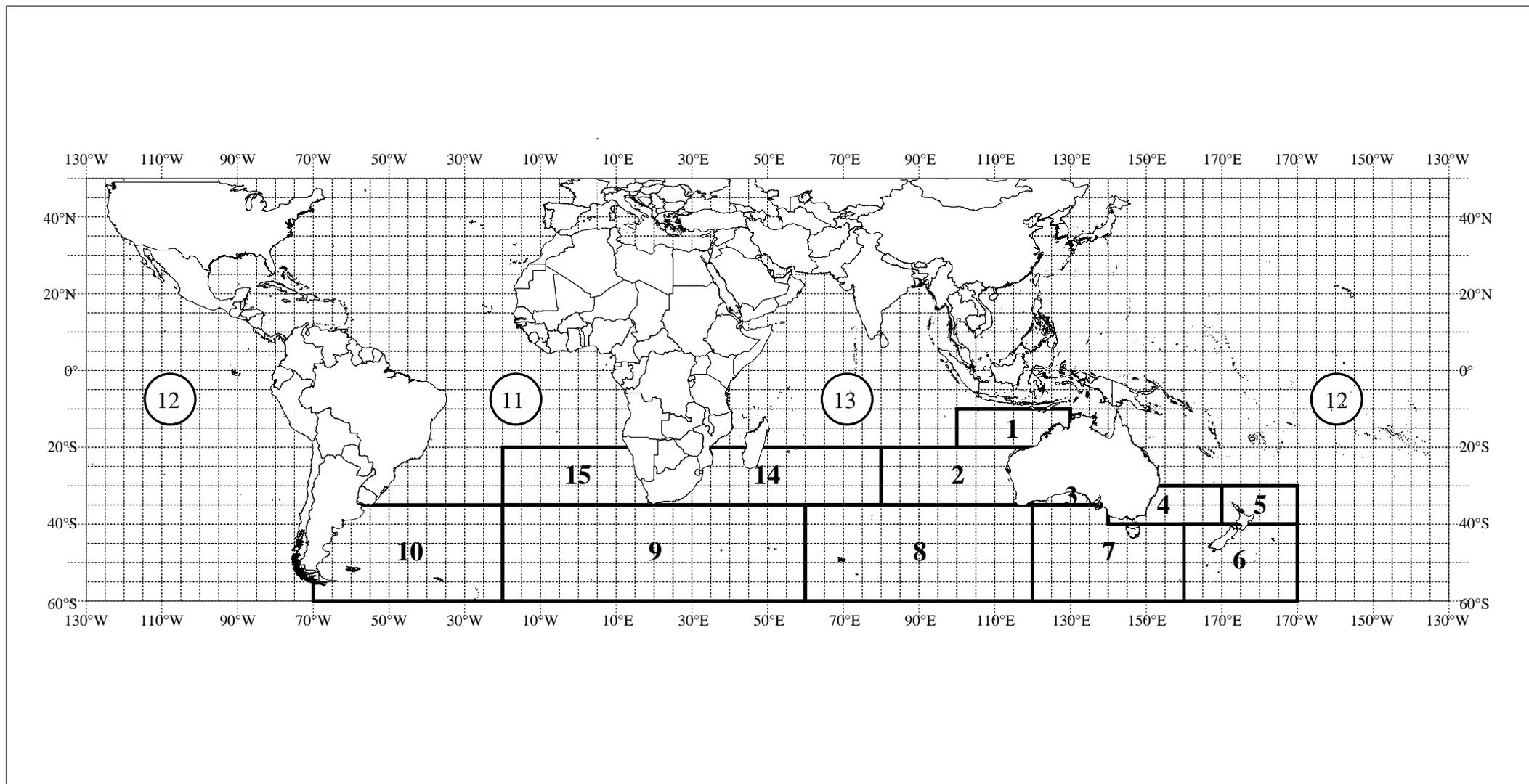
9. 当局による確認

証明書に署名する担当官の氏名と正式な肩書きを記入する。担当官は、この証明書にあるみなまぐろを漁獲した漁船の旗国／漁業団体の権限ある当局の職員でなければならない。この要求は、委員会の加盟国については、旗国／漁業団体の当局によって正式に委任された機関による確認で対応することができる。委任する機関を利用する加盟国は、その委任状について原本証明したコピーを、事務局長に送付しなければならない。

輸入の部

みなまぐろを輸入する個人あるいは会社は、その氏名／名称、住所、署名、積み荷が輸入された日付、取り扱い業者の許可番号（適当な場合）、及び、輸入の最終地点を提供しなければならない。これには中間国への輸入（適当な場合）を含む。生鮮、冷蔵の製品については、輸入業者の署名は、当該輸入業者から正式に署名の委任を受けた通関取り扱い業者の職員によるもので代えることができる。

注：蓄養魚に関する指示は、斜体字で記載されている。



統計海域 1 4 及び 1 5 は、統計証明計画の新規統計海域である。2007年4月1日以降の当該海域における漁獲報告は、当該統計海域を用いるものとする。それまでの間、統計海域 1 4 及び 1 5 における漁獲については、それぞれ統計海域 1 3 及び 1 1 として報告するものとする。

CCSBTのみなみまぐろ統計証明書の半年毎の報告

期間: __ __、__ __
月 月 年 輸入国:

旗国/漁業団体	海域コード	漁獲時期	漁具コード	輸出地点	製品 F/FR	タイプ RD/GG/DR/FL/OT	製品重量 (kg)	魚の尾数

漁具コード

BB
GILL
HAND
HARP
LL
MWT
PS
RR
SPHL
SPOR
SURF
TL
TRAP
TROL
UNCL
OT

漁具のタイプ

竿釣り
刺し網
手釣り
鉾
延縄
中層トロール
巻き網
引き縄(Rod and Reel)
手釣り(遊魚)
その他の遊魚
その他の表層漁業
樽流し
定置網
引き縄(Troll)
不詳
その他(漁具のタイプを記載する):

製品

F 生鮮
FR 冷凍

タイプ
RD 丸
GG 鯷腹抜き
DR ドレス
FL ファイル
OT その他

海域コード

1～10 SBT統計海区
11～13 その他の海域(それぞれ大西洋、太平洋、インド洋)

みなまぐろ統計証明書の半年毎報告の補足

輸出期間: ____ ~ ____, ____
月 月, 年

輸入国: _____

旗国／漁業団体	漁獲又は畜養	輸入業者からの統計証明書ごとの正味重量	輸出業者からの統計証明の記録ごとの正味重量	推定正味重量(輸入業者からの統計証明書+輸入業者からまだ入手できない分の輸出業者からの輸出重量)

別紙3

文書番号	CCSBTのみなみまぐろ再輸出証明書			
再輸出の部				
1. 再輸出国／漁業団体				
2. 再輸出地点(国／漁業団体、州又は県、市)				
3. 加工場(適当な場合) 名称と住所				
4. 輸入された魚の詳細				
製品(a) F/FR	タイプ(b) RD/GG/DR/FL/OT	重量 (kg)	旗国／漁業団体	輸入日
(a) F=生鮮, FR=冷蔵 (b) RD=丸, GG=鰹腹抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他(積み荷のタイプを記載する; _____.)				
5. 再輸出する魚の詳細				
製品(a) F/FR	タイプ(b) RD/GG/DR/FL/OT	重量 (kg)		
(a) F=生鮮, FR=冷蔵 (b) RD=丸, GG=鰹腹抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他(積み荷のタイプを記載する; _____.)				
6. 再輸出業者の証明 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記の情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。				
名称	住所	署名	日付	許可番号 (適当な場合)
7. 当局による確認 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。				
氏名及び肩書き	署名	日付	公印	
輸入の部				
輸入の部 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記の情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。				
輸入業者の証明(中間国)(適当な場合)				
名称	住所	署名	日付	許可番号(適当な場合)
輸入業者の証明(中間国)(適当な場合)				
名称	住所	署名	日付	許可番号(適当な場合)
輸入業者の証明(積み荷の最終目的地)				
名称	住所	署名	日付	許可番号(適当な場合)
輸入の最終地点: 国／漁業団体____州又は県____市				

注1:再輸出証明書を確認する組織/担当官は、CCSBTのみなみまぐろ統計証明書の原本の写しを確認しなければなりません。そのようにして確認されたみなみまぐろ統計証明書の原本の写しは、再輸出証明書に添付されなければならない。みなみまぐろが2回以上再輸出される場合には、関連する再輸出証明書のすべての確認された写しが再輸出証明書に添付されなければならない。

注2:この様式の作成にあたり英語以外の言語を使用する場合には、この様式に英訳を追加されたい。

CCSBTのみなまぐろ再輸出証明書の半年毎の報告

期間: __ ~ __、__
月 月 年

輸入国:

旗国／漁業団体	再輸出国	輸出地点	製品 F/FR	タイプ RD/GG/DR/FL/OT	製品重量 (kg)

CCSBT 統計証明の完全記載のための最低基準

1. 輸出業者及び輸出国／漁業団体の責任

- 1.1. 輸出業者は、統計証明の輸出セクション（8 項 - 承認を除く）及び製品の由来（漁獲または蓄養）を完全に記載する責任をもつ。
- 1.2. 輸出国／漁業団体は、各統計証明の正確な完全記載を実施する責任をもつ。輸出セクション（1-8）、文書番号、製品の由来（漁獲か蓄養）は、別紙1の指示シートに従って、正確に完全記載されなければならない。
- 1.3. 輸出国／漁業団体は、統計証明が十分に完成され、正確であることをチェックする責任を承認担当者がもつよう確保しなければならない。統計証明の承認セクションは、完全記載されるべきで、このチェックが行われ、統計証明が完全かつ正確であると決定された時に、輸出が承認されるべきである。

2. 輸入業者及び輸入国／漁業団体の責任

- 2.1. 輸入業者は、統計証明の輸入セクションを完全に記載する責任をもつ。
- 2.2. 輸入国／漁獲団体は、各統計証明の輸入セクションの正確な完全記載を実施する責任をもつ。輸入のセクションは、別紙1の指示シートに従って、正確に完全記載しなければならない。
- 2.3 1.2 で特定されている情報が欠落している、または、判読不能、または不正確である場合、輸入を行う加盟国／漁業団体は、そのような欠落を事務局に報告すべきである。報告は事務局に対して四半期ベースで行われる。報告には、問題となっている文書番号を含め、欠落、判読不能、ないし不正確な情報を明示する。

3. 事務局長の責任

- 3.1. 事務局長は、受理したすべての統計証明の正確さと完全さを監視する。
- 3.2. 統計証明書に関する情報が欠落または不正確なとき、事務局長は、提供義務のある事項について伝え、また、欠落部分／不確実情報が提供または是正されることを要請するために（注2）、事務局長は、関係する国／漁業団体と連絡をとる（注1）。要請された情報が適切な期間内に提供されない場合、またはある国／漁業団体により繰り返し省略される場合、事務局長は、同件を拡大委員会の検討に付託する。

注1. これは、輸入国用の輸入セクションを除くあらゆる情報の項目について、輸出国／漁業団体に当てはまるだろう。

注 2. 情報が繰り返し省略される場合には、輸出国／漁業団体が輸出企業／承認担当者に対し適切な行動をとることが期待される。